

THE TOKYO FOUNDATION

東京財団
政策提言

地域活性化総合特区制度を 生かすための10の緊急提言

2010年9月

東京財団政策研究

本提言について

本提言は、東京財団の研究プロジェクト「新しい地域再生政策」における研究成果の1つである。

地域活性化総合特区制度は、本年6月に閣議決定された新成長戦略の「21世紀の日本の復活に向けた21 の国家戦略プロジェクト」の1つとして提案され、地域からの期待は高い。しかし、その具体的内容は未だ固まっておらず、ともすると、従来型の効果の薄いバラマキ型の支援制度が1つ創設されるだけでという結果となることも懸念される。

そこで東京財団では、地域活性化特区制度を生かすために必要な制度の詳細設計や規制緩和に係る地域提案の透明性のある協議・調整の仕組みなどについて検討を行ってきた。本提言は、その検討内容を10の緊急提言として取りまとめたもので、政府における地域活性化総合特区制度の具体的な制度設計の参考に供するものである。

<プロジェクトチームメンバー>

小田切 徳美 明治大学農学部教授
後藤 健市 場所文化機構代表
清水 慎一 JTB 常務理事、地域活性化伝道師
吉永 憲 (株)共同通信情報企画本部次長
井上 健二 東京財団研究員兼政策プロデューサー
プロジェクト・リーダー

<本提言に関するお問合せ>

東京財団研究員兼政策プロデューサー 井上健二
電話:03-6229-5496 e-mail:k-inoue@tkfd.or.jp

はじめに

日本は、バブルの崩壊からようやく立ち直ったかと思うと、今また、グローバルな経済危機に直面しています。その影響を最も強く受けているのが地方です。産業の空洞化による若者の雇用の場の喪失、人口の流出による過疎化の一層の進展など、地方は、今、これまでにない厳しい環境にあり、閉塞感で覆われています。このような重大な時期に政治は機能不全をきたしています。現在の日本が抱える課題の解決のためには、物事の本質をしっかりと見極め、的確な政策を打ち出していく必要があります。

地域の活性化なくして日本の再生はありません。今般の新成長戦略に掲げられた「地域活性化総合特区」への地域の期待は大きいですが、その期待を裏切ることのないよう、従来型の単なる予算のバラマキで終わるのではなく、地域にとって利用しやすく、また、実効性のある仕組みの構築が求められています。

地域再生政策についての研究を重ねてきた東京財団では、これまでの財団での政策研究の成果を踏まえ、地域活性化総合特区制度を生かすための緊急提言を行うこととしました。

本提言では、より詳細な制度設計の論点、規制緩和に係る地域提案の透明性のある協議・調整のための「規制仕分け」的手法の導入などを提示しています。

本提言では、制度設計にあたってクリアすべき実務的な課題も述べていますが、いずれも解決可能なものです。政治の強いリーダーシップで、苦境から脱するために真摯に頑張っている地域を強力に後押しする実効性ある地域活性化総合特区制度の創設が図られることを切望します。東京財団も中立・独立の政策シンクタンクとして、抽象論にとどまらず現場感覚を大切にしながら、具体的な案として世の中に提案し、その実現をはたらきかけてまいります。

公益財団法人 東京財団理事長 加藤秀樹

提言の趣旨

2010年6月18日に「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ」が閣議決定された。現在、各府省は、この戦略に基づき、来年度の概算要求や税制改正等の作業を進めている。

この戦略の中で、地域の活性化の取組にとりわけ大きな影響を与えると期待される施策が、「地域活性化総合特区」である。

新成長戦略では、地域活性化総合特区において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。」とされており、地域の活性化の取組をパッケージで支援をするとの考えは評価に値する。ただ、地域活性化総合特区制度の具体的な制度設計、推進の枠組み支援内容については明らかにされておらず、今後、政府内で検討されることになるものと思われる。

政府の地域活性化施策については、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点から後押しするために、これまでも「地方再生戦略」の策定、「地方の元気再生事業」や構造改革特別区域計画の認定など様々な取組が進められてきたものの、十分な効果が発揮されたとは言い難い状況にある。

逆に、厳しい環境下にある地域にとっては、政府の政策への期待が大きかっただけに、地域活性化を図る上で実効性が乏しい制度に対してむしろ落胆する気持ちを持った地域も多かったと言えよう。

なぜ、政府の地域活性化施策が効果を発揮することができなかったのか。

その要因については、本年3月に東京財団で取りまとめた政策提言『新しい時代の地域再生政策（中間報告）～「地域コミュニティの再生」と「地域内循環型経済の形成」を目指して～』において詳しく分析しているが、その主なもの挙げると、

- 各省の地域活性化に関する施策等を統合することができず、結局、各省の施策を束ねた施策集を取りまとめたにすぎないこと
 - 内閣官房で創設した新たな支援制度「地方の元気再生事業」が、単年度かつ約500万円／事業と少額のバラマキ支援制度であったこと
 - 実態上、特区制度や税制と地域再生に係る財政支援とが切り離された仕組みになってしまっていたこと
 - 中核的な推進組織である地域活性化統合本部の組織体制が、各省からの職員の寄せ集めで脆弱であったこと
- などが考えられる。

厳しい社会経済状況の下、地域活性化は待ったなしの状況にある。今般の新成長戦略に掲げられた「地域活性化総合特区」への地域の期待は大きい。地域の期待を裏切ることのないよう、地域にとって利用しやすく、また、実効性のある仕組みの構築が求められている。

地域再生政策についての研究を重ねてきた東京財団では、これまでの財団での政策研究の成果を踏まえ、地域活性化総合特区制度を生かすための緊急提言を行うこととした。

この政策提言が、苦境から脱するために頑張ろうとしている全国各地の地域活性化の取組を積極的に後押しすることにつながることを期待したい。

地域活性化総合特区制度を生かすための10の緊急提言

2010年6月18日に「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ」が閣議決定された。現在、各省庁において、この戦略に基づき、来年度の概算要求や税制改正等の作業を鋭意進められている。

新成長戦略の中で、地域の活性化の取組にとりわけ大きな影響を与えると期待される施策が、「地域活性化総合特区」である。

「地域活性化総合特区」制度について、その具体的なイメージは未だ明らかにされていないためその詳細は不明であるが、新成長戦略で明らかになっている「規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施」との考えは評価できる。また、これまでの地域活性化策が、国であらかじめ設定した支援策に地域を誘導し、一方で、地域の側も国の支援を受けることが目的化した面があるとの反省に立ち、国は、制度の検討にあたって、まず、地域においてとるべき戦略を主体的に検討、それを実行する上でのボトルネックや必要な支援措置を抽出しようと、アイデア募集を行ったことは高く評価できる。このような地方からの提案型事業手法は、地域の最前線で生じる新たな行政ニーズに即応でき、またそのニーズを国が地方の実態とともに把握することができるという点でも有意義であろう。

一方で、政府が作成・公表している「総合特区制度」の提案募集要項を見る限り、地方自治体やNPO等による単独も可能で地域の幅広い関係者によるパートナーシップを必ずしも求めていないこと、提案にあたって具体的な数値目標等の記載を求めていないこと、規制緩和に係る地域提案の際に想定される弊害への予防措置(代替措置)の提案を地域側に求めており円滑な協議・調整の仕組みの改善が図られていないことなどの問題点が見られ、これまでの反省が十分に活かされておらず、ともすると、期待したほどの効果がみられなかった過去の支援制度と類似の制度が新たに1つ増えるだけといった最悪のシナリオも想定される。

地域を取り巻く環境は相当厳しく、地域活性化は待ったなしの状況にある。それゆえ、今般の新成長戦略に掲げられた「地域活性化総合特区」への地域からの期待は大きい。地域の期待を裏切ることのないよう、地域にとって利用しやすく、また、実効性のある仕組みの構築が求められている。

地域再生についての政策研究を重ねてきた東京財団では、これまで財団で行ってきた政策研究活動の成果を踏まえ、苦境から脱するために頑張ろうとしている全国各地の地域活性化の取組を積極的に後押しすることにつなげるべく、地域活性化総合特区制度が生きるための10の緊急提言を、政府に対して、次のとおり行う。

【地域活性化総合特区提案にあたっての記載事項】

提言1 地域からの提案は、分野毎の計画ではなく、相乗効果の期待できる総合的な事業内容とする。

地域の活性化は、農林水産業、商業、観光といった個別の政策分野の振興だけでは効果は発揮され難く、分野横断的で総合的な取組が求められる。地域毎にその実情は異なるため、活性化のための事業を検討する場合に、地域によって重点をおく分野が特定の分野に絞られる場合も想定されるが、その場合であっても、可能な限り幅広い関係者で議論・調整を図り、相乗効果が発揮できるような総合的な提案にむけた努力を促すことが重要であることから、提案にあたっては、分野別の提案ではなく、相乗効果の期待できる総合的な事業内容とすべきである。

提言2 取組の効果の見える地域活性化の提案とするため、地域からの提案には、「創出する雇用者数」、「地域内調達率」や「地域住民満足度」の改善目標等具体的な数値目標を明記する。

これまでも、地域からの事業計画の提出と国の支援をセットにした様々な支援制度が設けられているが、これらの多くの制度に共通する課題は、美辞麗句が並んだ立派な文章の計画が作成されるものの、具体的な数値目標等が設定されていないことである。その結果、目標意識をもった事業の推進が図られにくく、結果として、事業の効果もあまり発現されないという事態を引き起こしていると考えられる。そのため、取組の効果の見える地域活性化の提案とするため、地域からの提案には、「創出する雇用者数」、「地域内調達率」や「地域住民満足度」の改善目標等具体的な数値目標を明記することとすべきである。

【地域からの提案の選定の仕組みについて】

提言3 地域からの提案は、地域の現場の最前線で活躍しているNPOやまちづくり団体等の実践者、地域活性化のコーディネーター等の経験豊かな有識者、首長経験者等で構成する第三者評価選定委員会(仮称)で、一定の評価基準を決め、公開の場において、地域からの提案を評価、選定する。

地域からの提案募集は、地域のやる気と信頼を前提とした制度であることから、その運営にあたっては、地域の信頼を行うことがないよう十分な注意が必要である。特に、提案の採択にあたっては、透明性及び公平性の確保が何より重要である。そのため、地域の実情に精通した実践者や有識者等で構成する第三者評価選定委員会を設置、公開による評価・選定を行うべきである。その際、評価選定委員の中に、地域提案関係者がいる場合は、その事案については評価者から外すなど、公平性の担保を図る必要がある。また、どのような基準で評価・選定するかについて、その基準を明らかにすることが望まれる。

【実効性ある事業支援制度の創設】

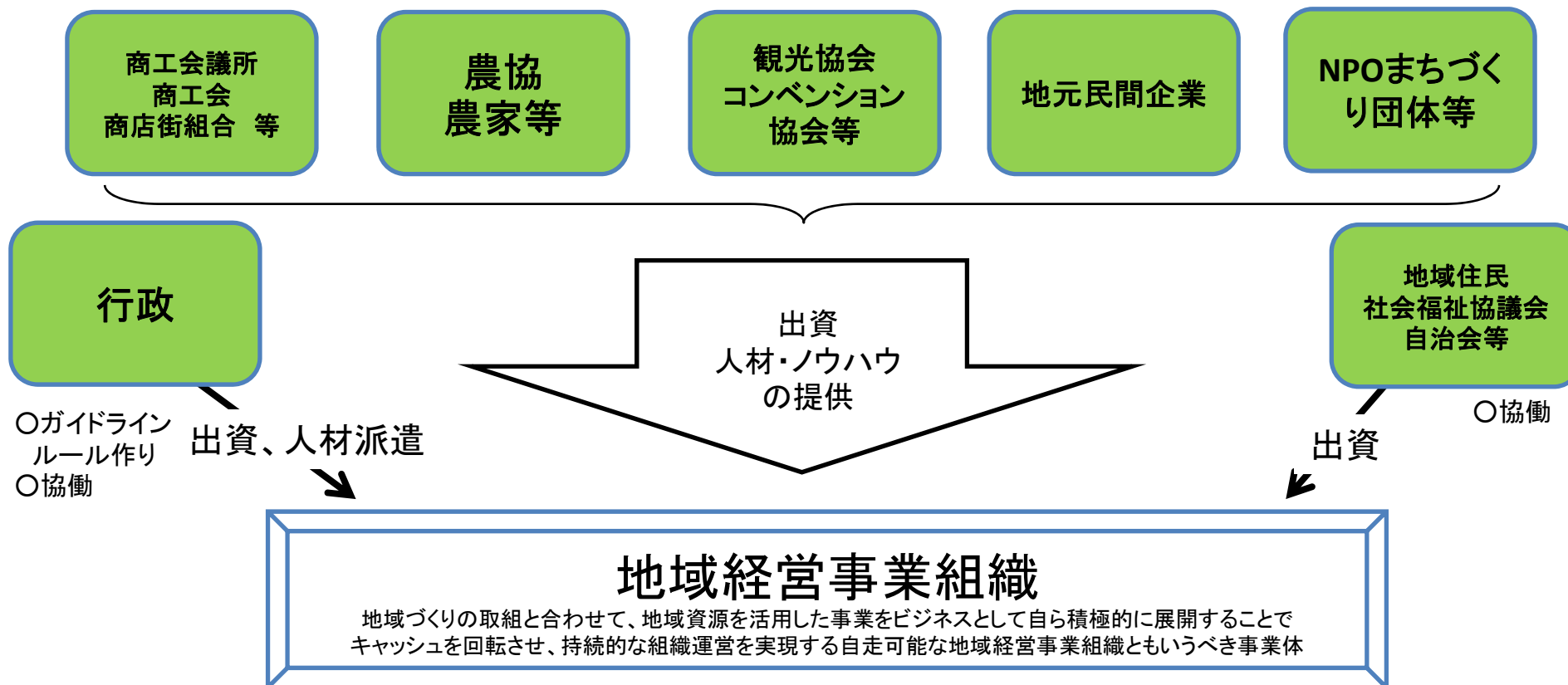
提言4 住民、NPO、自治体、社協、商工会、農協、観光協会など地域のパートナーシップを基本とした推進体制の構築を事業支援の必要条件とする。

地域の活性化は、農林水産業、商業、観光といった個別の政策分野の振興だけでは効果は発揮され難く、分野横断的で総合的な取組が求められている。そのため、地域活性化総合特区の制度設計にあたっては、地域住民、まちづくりNPO、社会福祉協議会、地方自治体、商工会、農協などの多様な主体のパートナーシップを基本とした推進体制の構築を支援の必要条件とすべきである。このため、申請書の提出にあたっては、組織の責任者レベル及び担当者レベルの具体的な推進体制（メンバー表）の提出を求めることが望ましい。

提言5 支援制度の設計にあたっては、事業推進の中核的な役割を担う地域経営事業組織の構築を各地で促すような制度とする。

地域活性化総合特区の提案を契機に、地域活性化を補助金等に依存しない形で持続的に推進する地域の中核組織（地域づくりの取組と合わせて、地域資源を活用した事業をビジネスとして自ら積極的に展開することでキャッシュを回転させ、持続的な組織運営を実現する自走可能な地域経営事業組織ともいうべき事業体）の立ち上げを図ることは、事業終了後も、当該地域の活性化の牽引役として活動することが期待され、地域にとって大きな資産となる。支援制度の設計にあたっては、住民、NPO、自治体、社協、商工会、農協、観光協会など地域のパートナーシップによって、中核的な役割を担う地域経営事業組織が新設される場合には、組織基盤がある程度確立し、自立できるまでの当面の間、国費の充当率を手厚くするなど、地域経営事業組織の構築を各地で促すような支援制度の設計とすべきである。

【参考】 地域のパートナーシップを基本とした持続的な組織運営を実現する自走可能な『地域経営事業組織』のイメージ



事業内容のイメージ

- 地域資源を活用した収益事業(着地型観光の展開、遊休農地の活用、農業の6次産業化、交流拠点施設(レストラン、宿泊施設等)の運営 等)
- 地域づくり(古民家等の再生・活用、地域の景観整備、二地域居住等都市部との交流、イベント開催、食育、地元学、地域情報・観光情報の発信 等)
- 地域人材の育成(地域リーダー・地域プロデューサー等の育成講座の提供等)
- 地域住民の生活を支える取組(除雪・雪下ろし、耕作放棄地の活用、地域の祭り・伝統技能の発掘・保全、高齢者の見守り、配食サービス・移送・過疎地有償運送事業・日用品の販売等よろずや機能の提供 等)
- 古民家を活用した旅館事業実施のための消防法、旅館業法等の特例、都市計画法の特例、道路運送法の特例
- 国際観光拠点地域における特定免税店制度の導入、特区認定事業への政策金融支援 等

提言6 効果発現まで時間を要する地域活性化という取組の性格を考慮し、複数年度（最長7～10年程度）の支援が可能な制度とする。

地域活性化の取組は、短期間で目に見える成果が表れずらい性格の事業であり、時間をかけて継続して取り組むことが重要である。これまでの支援制度は単年度限りの支援が多く、せっかくの支援も、十分な効果を上げずに終わることも多かったといえる。効果発現まで時間を要する地域活性化という取組の性格を考慮し、複数年度（最長7～10年程度）の支援が可能な制度とすべきである。また、行き過ぎたソフト偏重主義を改め、廃校の改修など必要なミニハード的な施設整備や提言4の地域経営事業組織を実際に統括する有能なマネージャー等の確保など人への支援が許容される仕組みとすることが望まれる。

提言7 地域活性化に取り組む関係者間の適切な役割分担・費用負担を前提とした支援とし、「新しい公共」の取組を促す観点から、費用負担については、地域住民による労働の提供を適切に金銭換算、相応の地元負担があったものとみなすといった改善を図る。

内閣官房主導のモデル事業の場合、100%国費による支援制度が創設されるケースがこれまで見受けられたが、地域活性化は、本来、地域が自ら推進すべき取組であり、その取組効果の多くは地域に波及することを考えると、モデル事業ではあっても、国と地域との適切な役割分担は図られる必要がある。ただし、地域内の費用負担については、地域毎に状況が異なることから、地域の判断に委ねることとし、地方自治体の事業負担を必ず求めるような制度設計にはすべきではない。

また、「新しい公共」の取組を促す観点から、地域の活性化を図るための労働力の提供など、地域住民等が自ら汗をかいて取組に参画することは尊いことであり、こうした地域住民等の協力についても適切に評価すべきである。したがって、費用負担の割合の算定にあたっては、地域住民等による労働の提供等を適切に金銭換算し、相応の地元負担があったものとみなすといった制度の改善を図るべきである。

【規制緩和に係る地域提案の透明性のある協議・調整の仕組みの構築】

提言8 規制緩和を要する地域提案については、国との協議・調整が誰もが納得できる透明なものにする観点から、いわゆる『事業仕分け』的手法を導入し、公開の場で、提案者の提案理由及び各省からの対応方針(案)・理由の説明を行った後、第三者評価・選定委員会等による判定(規制緩和の是非、緩和にあたって措置すべき条件等)を行うこととする。

規制緩和に関する地域からの提案制度は、すでに構造改革特区制度があるが、提案者と各省庁での文書による調整のため、調整に相当の時間を要する。今般の地域活性化総合特区制度は、規制緩和と財政・税等による総合的・一体的な支援により総合的な効果を発揮させようとの狙いがあるため、規制緩和の調整が長引き、事業への財政的支援等と規制緩和のタイミングがずれることは望ましくなく、オープンな場での迅速な調整と方針の決定が望まれることから、いわゆる『事業仕分け』的手法を導入し、公開の場で、提案者の提案理由及び各省からの対応方針(案)・理由の説明を行った後、第三者評価・選定委員会メンバー等の外部有識者による判定(規制緩和の是非、緩和にあたって措置すべき条件等)を行うこととすべき。

提言9 規制緩和に係る地域提案について、国は原則として、「不可」の対応方針を示すことはできないこととし、提案のあった規制緩和の導入により社会的な問題の発生が懸念される場合には、懸念する問題点の指摘と同時に、それを防ぐために地域がとるべき措置を条件として明らかにすることとする。

地域活性化総合特区制度は、地域活性化の提案を最大限尊重し、これを支援することを本旨とする事業であることから、地域からの規制緩和に係る提案についても、各省庁は可能な限り提案の実現に向けて協力する必要がある。このため、地域からの提案に懸念すべき問題点がある場合であっても、それを理由に地域に提案を差し戻すのではなく、その問題を解決し、あるいは、最小限に抑える具体的な方法を、各省庁から地域に対して、規制緩和採択の条件として提示するといった姿勢を示すべきである。

【事業終了後の評価】

提言10 各地域で推進された特区事業については、全ての事業が終了した後一定期間内（例：事業終了後半年以内）に必ず特区事業全体について、第三者による評価を受けることとし、その事業評価にかかる費用は国が負担することとする。

これまでの地域活性化に関する支援制度は、事業の推進を図ることに注力するあまり、事業実施後の評価についてはあまり重要視してこなかったきらいがあり、事業をやりっぱなしで終わらせる傾向にあった。

大切なのは、事業終了後の適切な評価である。事業の推進によって地域の活性化を図ることは重要であることは言うまでもないが、事業実施後、外部の第三者によって適切な事業評価を行い、当初期待したほどの効果がない事業があった場合には、なぜ上手くいかなかったのか、なぜ効果が思うように上がらなかったのか、その理由について客観的な分析を加えることは、国及び地域が、今後の地域活性化に係る政策立案や制度改善等を行う上で、極めて貴重な参考情報になる。そのため、全ての事業が終了した後一定期間内（事業終了後半年以内）に必ず特区事業全体について、外部の第三者による評価を受けることとし、その事業評価の結果は、政府のホームページ等で広く公表すべきである。また、この事業評価にかかる費用は国が負担することとすべきである。

おわりに

地域を取り巻く厳しい現状を受け、政府では、これまでも地域活性化を図るための様々な施策を制度化してきたが、省庁縦割りの細分化された補助制度等であったため、なかなか思うような効果があげることができなかった。

地域活性化がまったなしの状況にある今、政府が新成長戦略で柱として掲げる「地域活性化総合特区制度」の創設にあたり、今般、東京財団では、こうした過去の反省を踏まえ、高い効果が期待できる制度創設に向けた政策提言を取りまとめた。提言に沿った具体的な制度設計が政府において検討、具体化が図られることを期待したい。

地域活性化総合特区制度は、個性を生かした特色ある地域づくりを進める上で障害となっている国のがんじがらめの規制を、地域自らの要請を受けて、緩和等を行うとともに、これと一体となったまちづくりの支援を行う画期的な制度である。

このような制度を政府として地域に対して提示した以上、可能な限り、地域からの規制緩和等の提案の実現に向けて、政府は積極的に受け入れる責務がある。

一方、地域の側には、地域活性化総合特区制度の創設を絶好のチャンスと捉え、地域の幅広い関係者の英知を結集し、本制度を最大限の活用を図るとともに、地域自らが規制の緩和等を国に求める以上、その結果生じる社会的影響等については、地域自らがその責めを負うという覚悟を持って、取り組むことが求められよう。

さらに、地域の活性化は、地域を想う志ある住民（志民）一人一人の行動なくして実現し得ない。現在のような大きな変革期にあっては、できない理由を挙げて立ち止まるのではなく、愉しみながら、まずは地域づくりへの一步を踏み出してみる勇気が地域の側に求められる。ある意味「地域づくりを覚悟を持って楽しむ行動」こそが地域を変える大きなうねりを生み出すトリガーになるのであり、こうした志民の立ち上がりを期待したい。

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(2010年6月18日閣議決定)

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

フロンティアの開拓による成長

Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区（仮称）」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。

また、②全国で展開する「地域活性化総合特区（仮称）」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。

「地域活性化総合特区制度」に関する提案募集要項

1. 趣旨

- 地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」の創設を予定。
- 制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について、新たな提案(アイデア)を募集。
- これまでの地域活性化策が、国であらかじめ設定した支援策に地域を誘導したり、地域も国の支援を受けることが目的化した面があるのではないかとの反省に立ち、まず、地域においてとるべき戦略を主体的に検討、それを実行する上でのボトルネックや必要な支援措置を抽出。
- 今回の募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するもので、今後の指定、認定等の措置に直結するものではない。

2. 提案主体

- 地方公共団体(都道府県、市区町村)、民間法人、NPO 等
単独提案・共同提案のいずれも可能

3. 募集期間 平成22年7月20日(火)から平成22年9月21日(火)

4. 制度の概要(「地域活性化総合特区(仮称)」)

- 全国で展開し、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じることを予定。
- 募集提案は以下のとおり。
 - ① 目指す地域の方向性及び必要な取組・事業
 - ② 当該事業による、持続可能で自立した地域の発展への寄与
 - ③ 実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
 - ④ 併せて地域が独自で行う(行ってきたものを含む)取組・事業
(独自の規制強化、税制措置、助成等、地域のコミットメントを明らかにするような取組・事業)
 - ⑤ 必要な規制の特例措置並びに税制、財政、金融上その他の支援措置

5. 提案にあたっての留意事項

- ① 地域の現状と課題並びに特区で目指す地域の方向性
 - ・ 地域のポテンシャルや資源の現状と課題や周辺地域における位置づけの明確化
- ② ①の実現で持続可能で自立した地域発展への寄与
 - ・ 地域資源を最大限活用した分散自立型、地産地消型社会の構築
 - ・ 先導性、先進性、他地域へのモデルの波及等
- ③ ①の実現に向けた実施主体・運営主体の機能・役割
 - ・ 必要な新たな主体の機能・役割
 - ・ 「新しい公共」との連携も含めた複数主体間の役割分担
- ④ ①の実現に必要な取組・事業
- ⑤ ①の実現のため地域独自で行う(行ってきた)取組等
 - ・ 地域のコミットメントを明らかにする様な取組・事業
- ⑥ 規制、税制、財政、金融上の支援措置が、パッケージとして一体的に効果を発揮すること
- ⑦ 規制強化等の地域の「覚悟」を示す取組と併せた支援措置の適用
 - ・ 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案

地域活性化総合特区制度を生かすための10の緊急提言

2010年9月発行

発行者 公益財団法人 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F

Tel 03-6229-5504 (広報渉外) Fax 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tokyofoundation.org>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。

東京財団は、日本財団および競艇業界の総意のもと、競艇事業の収益金から出捐を得て設立された公益財団法人です。

公益財団法人 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3 階

tel. 03-6229-5504 fax. 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tokyofoundation.org>